

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。） 次（1）及び（2）を合計した単位数</p> <p>（1） 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間を次の（一）から（三）までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百六十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。） 次（1）及び（2）を合計した単位数</p> <p>（1） 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間を次の（一）から（三）までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数</p>

- (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位
- (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位の百分の二十五に相当する単位数を八百単位に加算した単位数
- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位の百分の五十に相当する単位数を八百単位に加算した単位数
- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
- (一) 日中に行われる場合 七百八十単位
- (二) 夜間に行われる場合 七百八十単位の百分の二十五に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数
- (三) 深夜に行われる場合 七百八十単位の百分の五十に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数
- ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。))にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福

- (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百単位
- (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百単位の百分の二十五に相当する単位数を七百単位に加算した単位数
- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百単位の百分の五十に相当する単位数を七百単位に加算した単位数
- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
- (一) 日中に行われる場合 六百八十二単位
- (二) 夜間に行われる場合 六百八十二単位の百分の二十五に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数
- (三) 深夜に行われる場合 六百八十二単位の百分の五十に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数
- ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十一年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

社サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。）第三十八条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円（特定支給決定障害者にあつては、十六万円）未満である者並びに同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

ハ 共同生活介護 一日につき六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を行った場合は、一回につき所定単位数の百分の十五に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。

○ 次のいずれかに該当する地域

① 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）

ハ 共同生活介護 一日につき四百四十四単位に九十七単位を加算した単位数

第一条に規定する奄美群島

③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

⑤ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

⑦ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

⑩ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に依りて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に依りて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害

される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては二十八で除して得た単位数とする。

福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては二十八で除して得た単位数とする。